

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成25年6月7日（金） 午後6時30分 ～7時30分
開 催 場 所	市民総合センター3階 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：田中（由）委員、安島委員、田中（富）委員、山口委員、藤田委員、栗原委員、山岸委員、加園委員、石川委員、後藤委員、庄司委員 高齡・障害担当部長、高齡福祉課長、介護認定・給付グループ主査、管理グループ主査、高齡福祉グループ主査、相談・支援グループ主査 欠席者：なし 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 指定管理者募集等について 報告事項2 武蔵村山市指定地域密着型サービスの条例制定について 協議事項1 地域密着型サービス事業者の公募等について 協議事項2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	公募を行った地域密着型サービス事業者の選定について、意見の徴集を行った。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	開会 委嘱書の交付（日高委員） 委員自己紹介 健康福祉部高齡・障害担当部長挨拶 事務局紹介  【報告事項1 指定管理募集等について】  事務局：概要を説明 委 員：初期契約時の公募・非公募の施設を教えてください。また、公募の条件、非公募の理由を示してほしい。 事務局：平成18年4月から3年間は、制度の開始時だったこともあり、市から現在の法人に非公募で依頼した経過がある。全て非公募であった。また、平成21年4月からの5年間は、訪問看護ステーションについては、専門性を要するという理由で市医師会に非公募で依頼した。その他、在宅サービスセンター及び包括支援センターは、運営基準等を示し公募を行ったが、応募したのは現在の2法人のみであった。 委 員：今回は、契約を更新するのか、又は公募という形をとるのか説明願いたい。 事務局：市の意向を諮る事務協議を開催する予定だが、現時点では、公募・非公募の決定はしていない。

【報告事項2 地域密着型サービスの条例制定について】

事務局：説明

委員：確認のため、認知症と小規模多機能型の数について伺いたい。

事務局：認知症対応型通所介護が2か所。小規模多機能型居宅介護が1か所。認知症グループホームが2か所である。

【協議事項1 地域密着型サービス事業者の公募等について】

事務局：説明

事務局：補足説明として、今回の公募は南部エリアに1か所2ユニットである。第5期事業計画では、南部エリアに1か所1ユニット、緑が丘エリアに1か所2ユニットであったが、緑が丘エリアは整備が見込めないため、南部エリアを2ユニットに変更した。

委員：計画は変更するのか

事務局：計画はそのままだが、公募は、緑が丘エリアがに整備できない状況のため南部に2ユニットの予定である。このことは、東京都に報告する予定である。

委員：小規模多機能施設等の併設は予定されているのか

事務局：併設は予定していない。今後、事業計画で位置付けができれば併設は可能である。

委員：選定基準の中で、感染症や事故についての管理体制等を、盛り込んでほしい。

事務局：管理体制については、地域密着型施設の為、市の管理・監督となる。事業所には第三者評価制度の受審を勧奨しながら、市は指導を行っていく。

委員：選定基準の中には、保健関係を盛り込んでいるのか。

事務局：選定基準にはないが、基準条例には定められている。

委員：2ユニット分の入所については市内の認知症高齢者にどのように対応されるのか

事務局：地域密着型のため、市内の方のみが対象となる。

委員：この施設は、既存施設を改修するのか、それとも更地から立ち上げるのか。

事務局：ゼロから立ち上げることとなる。

委員：土地の所有権はどうなっているのか

事務局：土地の所有者オーナー型の場合があるが、その時は賃貸の契約を結んでいただく

委員：応募する方が、作るのか。建物が出来上がってから運営するのか

事務局：応募は事業者だが、土地の所有者がいるため、賃料を支払うことになる。

委員：地域密着型のため、市内のかたのみが対象となるが、そのあたりの仕様はどうなっているのか。

事務局：応募の際には、事業者もマーケットリサーチをしている模様である。全国的に認知症を対象とした事業所の需要が増える見込みで計画を策定したため、作ってしまったが入所が余ったということにはならないと考えている。

委員：4社とも南部地域の違う場所から応募しているのか。

事務局：それぞれ出ている。

委員：緑が丘の予定はどうなったのか

事務局：東京都に対して高齢者施設(グループホーム)建設の要望を提出しているが、今回は障害者施設(グループホーム)を採用したようだ。高齢者施設については、サービスセンターや包括支援センター、また中央商店街に見守り相談室があるので、今回は、障害者施設が採用されたのだと思われる。

委員：今後の状況で高齢者施設の建設もあるのか。

事務局：緑が丘内にあまり場所がないようだ。

東京都では、福祉施設建設に関して要望の問い合わせがあるため、需要と供給を考えながら、運営協議会に諮り、事業計画に盛り込み、必要であれば要望していくつもりである。

委員：土地建物だが、市はオーナーとどのような契約になっているのか

事務局：市とオーナーとは直接契約はしない。市は、グループホームの介護サービスについて、支払いを行う。

委員：オーナーが建てた建物にサービス事業者が参入するのか。

事務局：そのとおりである。

委員：サービス会社の指定の期限は何年か。

事務局：6年である。

※実際には6年後に新たに公募するのではなく、事業所指定更新を行う。更新は、事業所が適正に運営しているかどうかを報告させるために行うもの。

委員：問題となるのは、会社が続かないと、サービスが継続できないということ。次回更新時にノウハウがどのように引き継がれるか、市はどういった考えか。

事務局：利用者に迷惑がかかるので、市としては、管理運営に関しては採算がとれているのか等を確認していく必要があると考えている。

委員：他にもこのような問題がある。事業者に対して責任があるということをも十分に認識する方法を提案していった方が良い。入所者がいるため大切なことである。

委員：新規委託期間(指定更新)はいつまでか。

事務局：6年間である。

委員：サービス事業所自体が建設する事業所はあるのか。

事務局：ない。

委員：設備の基準はあるが、施設を建てる企業とサービスは別物なのか。

事務局：別である。

委員：土地や建物の契約を行っている中で、事業所が不適切だとされた場合、次の事業所が入ってくることになるが、認知症の方たちは慣れ親しんだ人や環境が変わることによって動揺し、混乱することがある。そのようなことから、経営的な基盤だけでなく、介護事業にどのようにスキルを持っているのかを調べ、選定することは最初の段階でとても大切なことである。造ればいいものではないことを認識してほしい。

事務局：そのとおりであり、事業所の心構え、方針等は選定する上で大切なことである。

委員：事業所の心構えは大切な事である。労働条件等をクリアした人材を投入しているような、クオリティの高い事業所を選定してほしい。

委員：市は、選定基準として、どのように管理運営体制を構築していく

	<p>のか。火災や虐待等の事件もあるため、しっかりとした体制を取ってほしい。</p> <p>事務局：市の事業所指導部門があり、地域密着型事業所の支援・相談を行っている。サービス開始後、必要に応じ、計画的に行っていく。</p> <p>委員：前回のグループホームは、1人当たり自己負担14、15万円を含め総額40万円程かかっていたが、今回も基本的に同じか</p> <p>事務局：同じである。</p> <p>委員：今あるグループホーム（2か所）について、経営状況はどうなっているのか。</p> <p>事務 2か所とも経営は良好であると聞いている。</p> <p><b>【協議事項2 その他】</b></p> <p>事務局：事務局から2回目の日程について、10月頃を予定していると報告した。</p> <p>終 了</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開          ※一部公開又は非公開とした理由          ( )       </p> <p>傍聴者： _____ 0人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 開示  <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____ )  <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____ )       </p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部高齢福祉課（内線：632）</p>
--------------	---------------------------

（日本工業規格A列4番）